

外国の看護師学校養成所を卒業した者又は外国において看護師免許を取得した者の 富山県准看護師試験受験資格認定に関する要領

外国の看護師学校養成所を卒業した者又は外国において看護師免許を取得した者が、日本で准看護師試験を受験するためには、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 4 号に基づき、都道府県知事の認定が必要とされる。

富山県准看護師試験受験資格認定の手続き及び審査方法は次のとおりとする。

1 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、富山県が実施する准看護師試験の受験資格を得ようとするもの

2 申請期間

公示した日から令和 8 年 11 月 6 日（金）まで

（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

3 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

4 認定基準

下記の（1）から（8）までの認定基準を満たした者に対し、富山県准看護師試験受験資格認定を行う。

（1） 外国における看護師学校養成所の修業年限等は、以下のア～ウのすべてを満たすこと

ア 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限 9 年以上）、又は同等と認められる者

イ 外国看護師学校養成所の修業年限

2 年以上

ウ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11 年以上、又は同等と認められる者

（2） 教育科目の履修時間

履修時間の合計が 1,890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する基礎科目、専門基礎科目及び専門科目の時間を概ね満たすこと。

（3） 教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

（4） 外国看護師学校養成所の要件

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

（5） 外国看護師学校養成所卒業後、当概国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること。

（6） 当概国の看護師免許を取得する場合の国家試験制度

国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること。

(8) 准看護師資格取得後、富山県内の医療機関等で就労予定であること。

5 提出書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を富山県厚生部医務課へ提出すること。

① 富山県准看護師試験受験資格認定申請書（様式1）

② 富山県准看護師試験受験資格認定申請理由書（様式2）

③ 履歴書

学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。

④ 在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第76号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）、又は、日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本。（日本国籍を有するものに限る。）

※申請前6箇月以内に発行されたものに限る。

⑤ 医師の診断書（様式3）

日本の医師資格を有する者により、申請前1箇月以内に発行されたものに限る。

⑥ 写真（様式4）

※6×4cmのもの1枚。申請前6箇月以内に脱帽正面で撮影したものに限る。

⑦ 外国で取得した看護師免許証の写し

⑧ 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

⑨ 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し、又は卒業証明書

⑩ 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し、又は学業成績証明書

⑪ 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等）

当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。

⑫ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容及び履修時間と、卒業した外国の看護師学校養成所の教育内容及び履修時間数の対照表（様式5）

なお、教育内容は、基礎科目、専門基礎科目及び専門科目の別がわかるように記載すること。また、講義と臨地実習を区別すること。

※対照表記入方法を参照すること。

⑬ 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式6）

※卒業当時の状況を記載し、「 年 月 日時点」の日付もその当時のものであること。

⑭ 外国で外国看護師免許を取得した者にあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋

⑮ 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット（当該学校養成所が当該国、州政府等により正式に認可されたものであることを示す証明）

- ⑯ 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し
- ⑰ 准看護師資格取得後は、富山県内の医療機関等で就労予定であることを示す証明書(様式任意)

6 書類作成上の注意

- (1) 認定申請書類の部数は1部とする。
- (2) 書類の①、②、⑤、⑥、⑫及び⑬は、所定の様式による。
- (3) 書類⑫は、日本語で記載すること。
- (4) 書類のうち、外国語で記載されているものには、すべて日本語訳を添付すること。
- (5) 書類⑦～⑪及び⑬～⑮については、提出書類原本に日本語訳の書類を添付し、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
※当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではない。
- (6) 書類⑦～⑩及び⑮については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する。)
- (7) 書類等の照会に関しては、申請者本人が行うこと。

7 申請時の注意

- (1) 認定申請(申請書類の提出)は、本人が事前予約を行った上で、持参すること。
郵送及び代理による申請は受理しない。
- (2) 書類に不備があった場合は受理できないため、申請の日程に余裕を持つこと。
なお、申請前にはチェックリストを用い、自身で書類が揃っていることを確認すること。
- (3) 申請時は、記載した申請書類のほかに、写真付きの身分証明書、印鑑、筆記用具を持参すること。

8 認定審査結果の通知

審査結果については、認定書又は認定不可通知書を令和8年11月末に交付する。